

目 次

津市告示

公示送達

公示送達

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

公示送達

公示送達

津市白山生活排水処理施設に係る使用料の徴収事務の委託

津市公告

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

地域計画案の縦覧

道路位置の指定

道路位置の指定

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市消防本部告示

指定催しの指定

津市議会規程

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例施行規程

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する告示

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 2 4 4 号

下記の者に対する下記の書類は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき書類
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇〇 〇〇〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8 年 7 月 3 日付け）壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書（令和 8

	年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇 〇	令和 7 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 3 月 1 3 日付け) 壱通 令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇 〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通
〇〇 〇〇	令和 8 年度国民健康保険料納入通知書 (令和 8 年 7 月 3 日付け) 壱通

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 4 5 号

下記の者の書類は住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 9 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき書類
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇	国税徴収法第 5 4 条（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 5 日付け津市保第 1 7 4 1 号）及び同法第 1 3 1 条（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 9 月 1 日付け津市保第 1 8 6 2 号）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 4 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管し
ている自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示す
る。

令和 8 年 9 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 8 年 8 月 3 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 8 月 5 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 8 月 5 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	6	令和 8 年 8 月 1 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 8 月 1 4 日
久居野村町地内	1	令和 8 年 8 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 8 月 2 4 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 8 月 2 4 日
柳山津興地内	1	令和 8 年 8 月 2 5 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 8 月 3 1 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 4 7 号

下記の者の書類は住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）

〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇 〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇 〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）

○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○ ○○○○○○ ○ ○○○○○○ ○○○○○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）

○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○○ ○ ○○○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○ ○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○ ○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○ ○○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○ ○○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○ ○○○○○ ○○ ○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○○○○ ○○ ○○○ ○ ○○○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
○○○○○○○ ○○ ○○○ ○ ○○○○○○	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）

〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）
〇〇〇 〇〇〇	地方税法の規定により送達する書類（令和 8 年 5 月 1 日付け津市市税第 3 6 号）

津市告示第 2 4 8 号

下記の者の書類は住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき書類
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	国税徴収法第 5 4 条（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 5 日付け津市保第 1 7 1 6 号）及び同法第 1 3 1 条（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 9 月 9 日付け津市保第 1 9 7 4 号）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 4 9 号

下記の者の書類は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

氏名	送達する書類
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8

	年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○ ○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○○○○○○○○○○ ○ ○○○ ○○○○○○ ○○○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)
○○ ○○	地方税法の規定に基づき作成された書類(令和 8 年 8 月 2 0 日 付 け 津 市 収 税 第 4 1 6 4 号)

〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）

〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）
〇〇 〇	地方税法の規定に基づき作成された書類（令和 8 年 8 月 2 0 日付け津市収税第 4 1 6 4 号）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

ア 川口北区 区長 辻本 勝則
イ 川口中区 区長 山中 利彦
ウ 川口南区 区長 岩野 有佳
エ 大角区 区長 大室 佑介
オ 双川区 区長 小林 洋之

(2) 住所又は事務所の所在地

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市白山生活排水処理施設に係る使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 7 月 3 0 日

4 委託した日

令和 8 年 8 月 2 1 日

5 委託期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市公告第 1 1 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 8 月 2 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字真ヶ坪 4 4 0 番ほか 1 6 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
伊勢市上地町 1 0 4 0 番地
三洋自動車株式会社
代表取締役 山本 直史

津市公告第 1 1 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 8 月 2 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町浜田字西垣内 1 4 8 6 番 1 の一部ほか 5 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田平野 3 1 8 番地の 5
株式会社ハートランド
代表取締役 米倉 大策

津市公告第 1 1 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を変更しますので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更する地域計画の区域

北河路地区及び常垣内地区

2 地域計画の案の縦覧期間及び時間

(1) 期間

令和 8 年 9 月 4 日から令和 8 年 9 月 1 8 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除きます。）

(2) 時間

午前 8 時 4 5 分から午後 4 時 0 0 分まで

3 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

4 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第 1 2 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号

2 指定の年月日

令和 8 年 9 月 7 日

3 指定道路の位置

津市垂水字西浦 1 9 8 9 番 1、2 0 0 6 番 2 の一部、1 9 8 9 番 1 5、法定外道路の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長

A 3 4 . 8 9 メートル

(2) 幅員

A 5 . 0 メートル

津市公告第 1 2 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定に係る道路の種類
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
令和 8 年 9 月 8 日
- 3 指定道路の位置
津市久居中町 8 0 0 番 4
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
A 3 0 . 0 8 メートル
 - (2) 幅員
A 5 . 8 メートル

津市上下水道事業公告第 29 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 7 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月7日		工 事 担 当 課	下水道工務課
工 事 名	令和 8 年度下工維第 8 号 桜橋三丁目地内下水道管更生工事			
工事場所	津市 桜橋三丁目 地内			
工事概要	管きょ内面被覆工 156m			
工 期	契約締結日から起算して132日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
		専門技術者	管更生工事の施工管理に関する資格を有する者(専任配置。監理技術者と同一人に限る。)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日) 下水道管更生工法(公益財団法人日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている複合管工法のうち、本件工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年9月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前 8 時 4 5 分から午後 4 時まで (F A X の場合) 提出期限日の午後 5 時まで		
	回 答 日	令和8年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎 2 階) 又は F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月8日 から 令和8年9月28日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年10月1日 午前9時00分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室			
予定価格	123,590,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上	入札保証金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第 7 条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて (令和 8 年 4 月以降公告分より) 」のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3 か月以上の雇用関係が継続していること。 ・管更生工事の施工管理に関する資格とは、下水道管路更生管理技士 (一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会)、下水道管路管理専門技士 (修繕・改築部門) (公益社団法人 日本下水道管路管理業協会) 又は下水道管きょ更生施工管理技士 (一般社団法人 日本管更生技術協会) をいう。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休 2 日制工事 (発注者指定型 経費補正なし) 試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月7日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第27号 公共下水道事業に伴う江戸橋一丁目及び江戸橋二丁目地内配水管移設工事				
工事場所	津市 江戸橋一丁目及び江戸橋二丁目 地内				
工事概要	配水管布設工 HPPEφ100mm 106.5m 配水管布設工 PPφ50mm 74.4m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 7箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 5箇所 舗装本復旧工 292m2				
工 期	契約締結日から起算して131日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又は同等以上の者（津市発注工事における専任配置）		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年9月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年9月8日 から 令和8年9月28日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年10月1日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	31,773,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免 除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者とは、次の1及び2の講習会等をそれぞれ修了した者をいう。講習会等を修了した者の配置にあたっては、同一人物がそれぞれの講習会等を修了している場合も可とする。 1 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）。 2 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）（旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」を含む。）の配管施工講習会又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会。 ・ 本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月7日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工維第7号 白山町二本木地内下水道管布設替工事			
工事場所	津市 白山町二本木 地内			
工事概要	取付管布設工 99箇所			
工 期	契約締結日から起算して134日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年9月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月8日 から 令和8年9月28日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年10月1日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	28,515,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型 経費補正なし) 試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月7日	工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第25号 農業用水事業に伴う一身田平野地内配水管移設工事			
工事場所	津市 一身田平野 地内			
工事概要	配水管布設工 HPPEφ100mm 13.2m 仕切弁設置工 φ50mm 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm 2箇所			
工 期	契約締結日から起算して84日間			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年9月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月8日 から 令和8年9月28日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年10月1日 午前9時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	9,429,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者とは、次の1及び2の講習会等をそれぞれ修了した者をいう。講習会等を修了した者の配置にあたっては、同一人物がそれぞれの講習会等を修了している場合も可とする。 1 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）。 2 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）（旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」を含む。）の配管施工講習会又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型 経費補正なし）試行案件です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月7日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和8年度下施汚管公第2－1号 伊倉津第1マンホールポンプ修繕			
工事場所	津市 雲出伊倉津町 地内			
工事概要	ポンプ修繕 一式 汚水水中ポンプ 80mm 3.7kW 1台			
工 期	契約締結日から起算して162日間			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された下水道施設等のポンプ(口径65mm以上)の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年9月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間: 開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月8日 から 令和8年9月28日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年10月1日 午前10時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	2,992,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無	積算内訳書	要	
契約保証金	免 除	入札保証金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月7日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和8年度下施排第1－2号 白塚排水機場内遊水池しゅんせつ業務委託			
工事場所	津市 白塚町 地内			
工事概要	機械しゅんせつ工 120m3			
工 期	契約締結日から起算して58日間			
発注業種	しゅんせつ			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること 経営事項審査において当該業務の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年9月16日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間: 開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) 又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年9月8日 から 令和8年9月28日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年10月1日 午前10時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	8,051,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免 除	
前 金 払	無	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市長」です。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。			

津市消防本部告示第 2 号

津市火災予防条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 0 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定により、指定催しを次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

津市消防長 野 田 巧

1 指定催し

2 0 2 6 津まつりに伴う露店催し

2 指定期間

上記の指定催しに対し、指定の日から当該指定催しが終了する日までとする。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例
施行規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

津市議会議長 小 野 欽 市

津市議会規程第 2 号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する
条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の特例に関する条例（令和 8 年津市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）
の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、長期欠席届（第 1 号様式）に
より行うものとする。

2 条例第 3 条第 2 項の規定による届出は、復帰届（第 2 号様式）により行う
ものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

長期欠席届

年 月 日

（宛先） 津市議会議長

津市議会議員

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する
条例第 3 条第 1 項の規定により、下記について届け出ます。

記

1 欠席の期間

年 月 日から 年 月 日（見込み）まで

2 欠席の事由及び内容

- ☐ 疾 病（ ）
☐ その他（ ）

3 添付書類

- ☐ 診断書
☐ その他

第 2 号様式（第 2 条関係）

復帰届

年 月 日

（宛先） 津市議会議長

津市議会議員

年 月 日から議会活動等に復帰しますので、津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例第 3 条第 2 項の規定により届け出ます。

津市選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和8年津市選挙管理委員会告示第61号は廃止する。

令和8年9月1日

津市選挙管理委員会
委員長 永 戸 吉 朋

1	50分の1の数	4, 367人
2	6分の1の数	36, 387人
3	3分の1の数	72, 773人

津市選挙管理委員会告示第64号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月1日

津市選挙管理委員会

委員長 永 戸 吉 朋

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示
に関する規程の一部を改正する告示

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「証票の再交付等」に改め、同条第1項中「者は、」を「場合においては、候補者等にあつては」に、「により委員会に再交付の申請を」を「を、後援団体にあつては証票再交付申請書（第5号様式）を委員会に提出」に改め、同条第2項中「返さなければならない」を「返還しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第2項の規定は、第1項の証票再交付申請書を受理した場合に準用する。

第4条の見出しを「証票の交付等の整理」に改め、同条中「前2条の規定により証票を交付」を「証票の交付等を」に、「証票交付整理簿等」を「証票交付整理簿」に、「交付経過」を「交付経過等」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（証票の異動等）

第4条 証票を表示した立札又は看板の類を異動しようとする者は、候補者等にあつては証票異動申請書（第6号様式）を、後援団体にあつては証票異動申請書（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 前2条の規定による証票の交付を受けた者で、証票交付申請書の記載内容に変更（証票の異動を除く。）があつたものは、候補者等にあつては証票交付申請書記載事項変更届（第8号様式）を、後援団体にあつては証票交付申請書記載事項変更届（第9号様式）を委員会に提出しなければならない。

（証票の返還）

第5条 第2条第2項（第3条第3項の規定により準用する場合を含む。）の

規定による証票の交付を受けた者は、当該証票に伴う政治活動のために使用する事務所を廃止し、又は候補者等若しくは後援団体でなくなった場合においては、候補者等にあつては証票返還届（第１０号様式）を、後援団体にあつては証票返還届（第１１号様式）を添えて当該証票を委員会に返還しなければならない。

第２号様式から第４号様式までを次のように改める。

第 2 号様式（第 2 条関係）

証 票 交 付 申 請 書 （ 候 補 者 等 用 ）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名	
住 所	
電 話 番 号	
職 業	

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 4 項の証票の交付を受けたいので、同条第 5 項の規定により、次のとおり申請します。

1 公職の種類	☐ 市議会議員 ☐ 市長		
2 証票交付申請枚数	枚		
3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数			
事 務 所 の 所 在 地		立札及び看板 の類の枚数	※証票番号
		枚	
		枚	
		枚	
		枚	
		枚	
		枚	

※証票番号は交付の際に津市選挙管理委員会で記載します。

注 意 以下の点に留意の上、申請を行ってください。

- 1 政治活動のために各種の事務を行っている実態があること。
- 2 「事務所の所在地」欄には、個人（法人）宅名まで記入されていること。
- 3 申請時に政治活動用立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地を示す地図を添付すること。
- 4 候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第3号様式（第2条関係）

証票交付申請書（後援団体用）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により次のとおり申請します。

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所及び公職の種類	氏 名	
	住 所	
	公職の種類	☐ 市議会議員 ☐ 市長
2 証票交付申請枚数	枚	
3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数		
事務所の所在地		立札及び看板の類の枚数
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚

※証票番号は交付の際に津市選挙管理委員会で記載します。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は、_____枚です。

年 月 日

候補者等の氏名

注 意 以下の点に留意の上、申請を行ってください。

- 1 政治活動のために各種の事務を行っている実態があること。
- 2 「事務所の所在地」欄には、個人（法人）宅名まで記入されていること。
- 3 申請時に政治活動用立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地を示す地図を添付すること。
- 4 政治団体設立届（三重県選挙管理委員会の受付印が押印されているもの）の写しを添付してください。（既に写しを提出されている場合は除きます。）
- 5 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第4号様式（第3条関係）

証票再交付申請書（候補者等用）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名	
住 所	
電 話 番 号	
職 業	

年 月 日付で、公職選挙法施行令第110条の5第5項の規定により申請し、交付を受けた証票を次のとおり紛失（破損）しましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第3条第1項の規定により再交付の申請をします。

1 紛失（破損）した事務所の所在地、証票の枚数及びその番号			
紛失（破損）した事務所の所在地	枚数	証票番号	※再交付の証票番号
2 紛失（破損）した年月日	年 月 日		
3 紛失（破損）した状況等			
4 紛失届等をした警察署名及び年月日 ※自宅での紛失、破損等の場合は記入不要	警 察 署 名	警察署	
	届出年月日	年 月 日	

※再交付の証票番号は再交付の際に津市選挙管理委員会で記載します。

注 意

候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第 4 号様式の次に次の 7 様式を加える。

第 5 号様式（第 3 条関係）

証 票 再 交 付 申 請 書 （ 後 援 団 体 用 ）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	

年 月 日付けで、公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 5 項の規定により申請し、交付を受けた証票を次のとおり紛失（破損）しましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 3 条第 1 項の規定により再交付の申請をします。

1 紛失（破損）した事務所の所在地、証票の枚数及びその番号			
紛失（破損）した事務所の所在地	枚数	証票番号	※再交付の証票番号
2 紛失（破損）した年月日	年 月 日		
3 紛失（破損）した状況等			
4 紛失届等をした警察署名及び年月日 ※自宅での紛失、破損等の場合は記入不要	警察署名	警察署	
	届出年月日	年 月 日	

※再交付の証票番号は再交付の際に津市選挙管理委員会で記載します。

注 意

後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第 6 号様式（第 4 条関係）

証 票 異 動 申 請 書 （ 候 補 者 等 用 ）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名	
住 所	
電 話 番 号	
職 業	

年 月 日付けで、公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 5 項の規定により申請し、交付を受けた証票を次のとおり異動したいので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 4 条第 1 項の規定により申請します。

1 公職の種類	☐ 市議会議員 ☐ 市長	
2 異動する事務所の所在地		
証票番号	新しい事務所の所在地	以前の事務所の所在地

注 意 以下の点に留意の上、申請を行ってください。

- 1 政治活動のために各種の事務を行っている実態があること。
- 2 「事務所の所在地」欄には、個人（法人）宅名まで記入されていること。
- 3 申請時に新しい所在地の事務所の所在地を示す地図を添付すること。
- 4 候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第7号様式（第4条関係）

証票異動申請書（後援団体用）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	

年 月 日付で、公職選挙法施行令第110条の5第5項の規定により申請し、交付を受けた証票を次のとおり異動したいので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第4条第1項の規定により申請します。

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所及び公職の種類	氏 名	
	住 所	
	公職の種類	☐ 市議会議員 ☐ 市長
2 異動する事務所の所在地		
証票番号	新しい事務所の所在地	以前の事務所の所在地

注 意 以下の点に留意の上、申請を行ってください。

- 1 政治活動のために各種の事務を行っている実態があること。
- 2 「事務所の所在地」欄には、個人（法人）宅名まで記入されていること。
- 3 新しい事務所の所在地の事務所の所在地を示す地図を添付すること。
- 4 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第 8 号様式（第 4 条関係）

証票交付申請書記載事項変更届（候補者等用）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名	
住 所	
電 話 番 号	
職 業	

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 5 項の規定による証票交付申請書の記載内容に変更がありましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 4 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変 更 事 項	
2 内 容	変更後
	変更前
3 変更年月日	

注 意

候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第 9 号様式（第 4 条関係）

証票交付申請書記載事項変更届（後援団体用）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	

公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 5 項の規定による証票交付申請書の記載内容に変更がありましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 4 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更事項	
2 内 容	変更後
	変更前
3 変更年月日	

注 意 以下の点に留意の上、届出を行って下さい。

- 1 証票交付申請書の提出の際に併せて提出した添付書類の内容に変更があった場合には、その旨を別紙として添付すること。
- 2 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第 1 0 号様式（第 5 条関係）

証 票 返 還 届 （ 候 補 者 等 用 ）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名	
住 所	
電 話 番 号	
職 業	

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 4 項の証票に係る事務所を次のとおり廃止しましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 5 条の規定により、証票を返還します。

1 公職の種類	☐ 市議会議員 ☐ 市長	
2 廃止する事務所の所在地等		
証票番号	廃止する事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
3 廃止年月日	年 月 日	

注 意

候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

証 票 返 還 届 （ 後 援 団 体 用 ）

年 月 日

（宛先）津市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 4 項の証票に係る事務所を次のとおり廃止しましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 5 条の規定により、証票を返還します。

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所及び公職の種類	氏 名	
	住 所	
	公職の種類	☐ 市議会議員 ☐ 市長
2 廃止する事務所の所在地等		
証票番号	廃止する事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
3 廃止年月日	年 月 日	

注 意

後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 改正後の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後になされる証票に係る手続について適用し、同日前になされた証票に係る手続については、なお従前の例による。